

家畜保健衛生所たより

(平成25年度 第10号)

H25.9.20

山梨県西部家畜保健衛生所

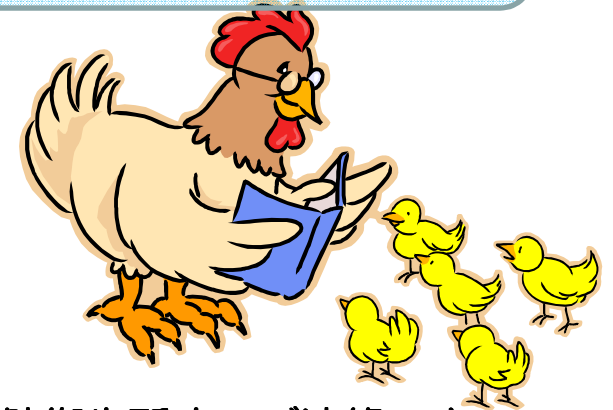
鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

本病の発生を防ぐため、農家の皆様においては継続して衛生対策を実施していただいているところですが、冬を迎えるにあたり、ここでもう一度、対策内容を確認し、衛生対策の徹底をお願いします。

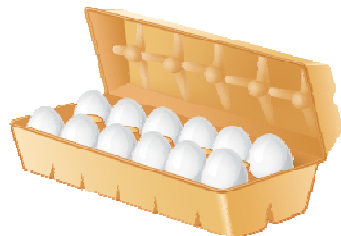
なお、飼育羽数が100羽以上の農場の方には現地確認を実施させていただきますので、近日中に家畜保健衛生所から日程調整のご連絡を差し上げます。お忙しい中とは存じますが、ご協力お願い致します。

◎家きんを飼育する上での衛生管理のポイント

1. 病気に関わる最新情報の把握
2. 家きん舎などの飼育区域（衛生管理区域）への病原体の持込みの防止
3. 野生動物等からの病原体の侵入防止
4. 家きん舎の衛生状態の確保
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処
6. その他（埋却等の準備、立ち入り者の記録など）



家きんの死亡率の増加など、異状がみられる場合はすぐに家畜保健衛生所までご連絡下さい。



家畜の病気に関するお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間の連絡は・・・090-5564-1018
土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817